

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び所在地

株式会社セレスポ
代表取締役 田代 剛
東京都豊島区北大塚一丁目21番5号

2. 指名停止期間

令和5年3月10日 ～ 令和5年5月9日（2か月）

3. 事実概要

（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した業務に関し、役員が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）違反の容疑により逮捕された。

4. 指名停止措置理由

独占禁止法違反の容疑により役員が逮捕されたことは、「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」別表第2第11号ロに該当する。

《参照：別表第2》（抜粋）

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 11 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
イ 県内の他の公共機関の職員	2か月以上9か月以内
ロ 県外の他の公共機関の職員	1か月以上9か月以内